

## 第2章 ごみ・資源物処理の現状と課題



## 第2章 ごみ・資源物処理の現状と課題

### 1. 墨田区の現状

区民1人1日あたりのごみと資源物の総量は、生活環境が変化しない限り大きく変動することはないため、家庭から排出されるごみと資源物の総排出量は、区の人口増減と相関関係にあると考えられます。

このため、ごみと資源物の総排出量の将来予測やごみ減量の目標値を設定するためには、人口の推移を整理し、将来人口を推計する必要があります。

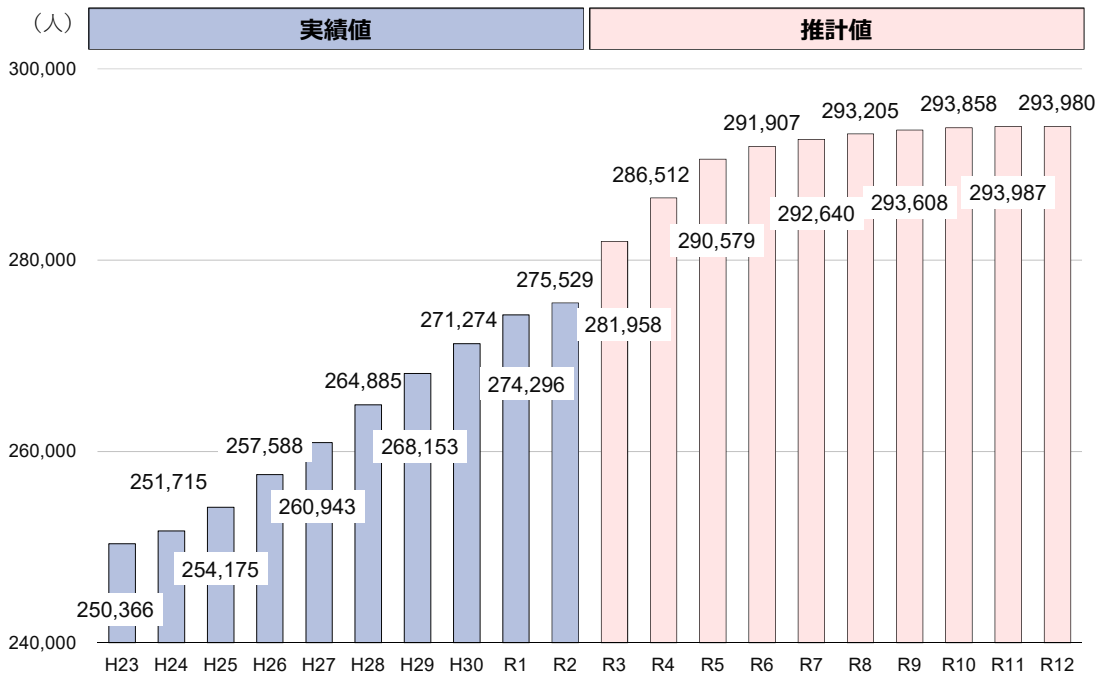
また、特に増加傾向にある高齢者世帯や外国人、区内事業者に向けた効果的な施策を更に進めるために、区の人口構成や産業構造等についても把握する必要があります。

#### (1) 人口の推移と将来推計

墨田区の人口は年々増加しており、令和2年4月1日現在で275,529人となっています。今後も、社会増を主要因とする増加が見込まれ、令和12年に約294,000人のピークを迎えるまで人口は増加していくと推計されます。その後は社会流入の縮小や自然減が強まる影響により減少過程に入る見込みとなっています。

本計画の最終計画年度は令和12年度となっているため、本計画の計画期間中は年々人口が増加する状況にあります。このような状況を踏まえ、効果的・効率的な一般廃棄物の処理を行っていく必要があります。

図3 人口推移（実績と推計）



出典) 実績値：住民基本台帳及び外国人登録による  
(各年10月1日現在、R2のみ4月1日現在)  
推計値：令和元年度将来人口推計結果（墨田区）

## (2) 高齢者人口の推移と将来推計

65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）は令和2年4月1日現在で61,158人となっており、今後も増加傾向で推移する見込みです。

また、令和2年4月1日現在における高齢者が全体に占める割合は22.2%であり、計画の最終計画年度にあたる令和12年度までは大きな変動はないと推計されますが、その後は増加していく見込みとなっています。

なお、高齢者のみで構成されている世帯（一人暮らしを含む）が高齢者全体に占める割合は、平成26年1月1日現在では32.8%でしたが、令和2年1月1日現在では33.6%となり、この割合も年々増加していくと予想されます。

図4 高齢者人口と構成比の推移（実績と推計）

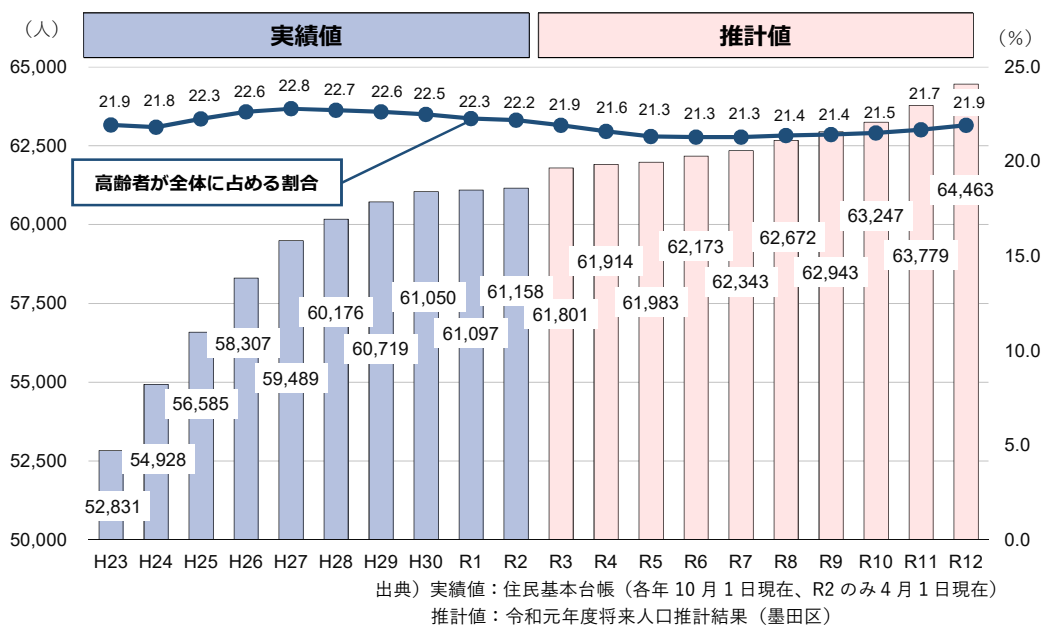
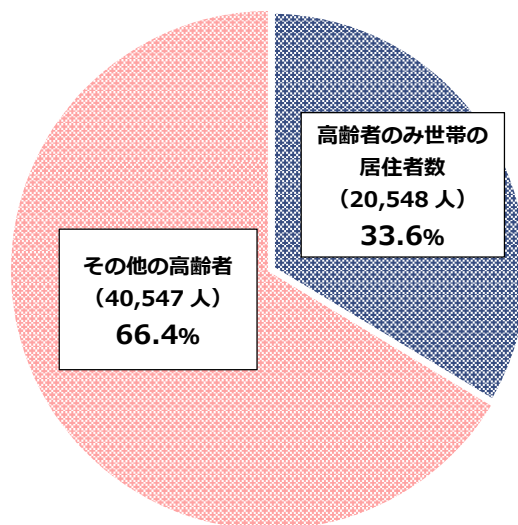


図5 高齢者全体と高齢者のみ世帯居住者の割合（令和2年1月1日現在）

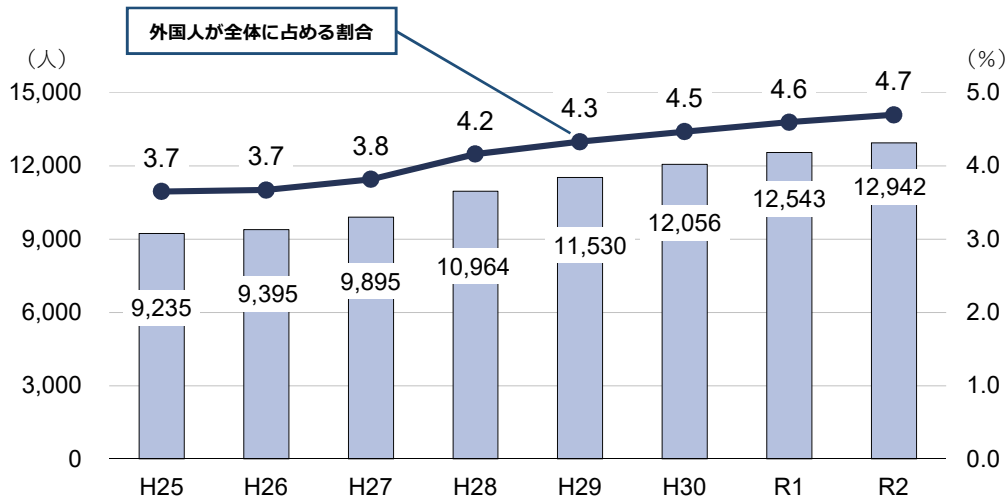


出典) 墨田区高齢者福祉課作成データを基に加工  
※住民基本台帳に基づく速報値を使用しているため、区の公式数値とは若干の相違があります。

### (3) 外国人人口の推移

墨田区の外国人人口は、経年的に増加傾向が続いており、令和2年3月31日現在で12,942人となり、区の人口に占める割合は4.7%になります。

図6 外国人人口と構成比の推移（実績）

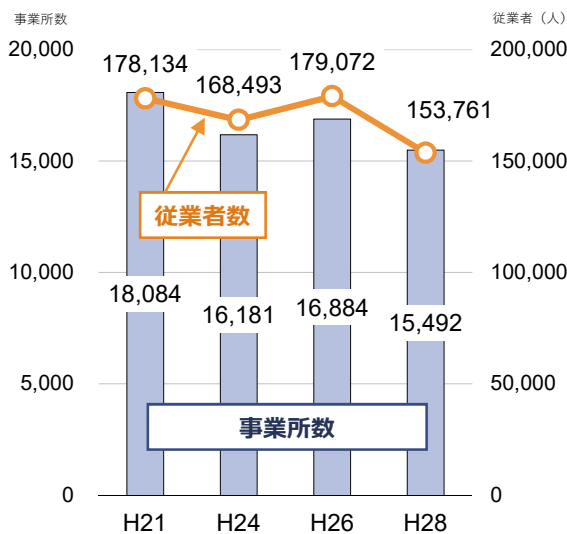


出典) 墨田区行政基礎資料集「住民基本台帳に基づく外国人の世帯数と人口（各年3月31日現在）」

### (4) 産業の推移と状況

平成28年の経済センサス活動調査によると、区内の事業所数は15,492事業所、従業者数は153,761人となっています。業種では、卸売業、小売業が27.1%、製造業が20.2%、宿泊業、飲食サービス業が12.8%と続いており、この3業種で全体の6割を占めています。

図7 区内事業所数及び従業者数の推移



注) H24・H28の数値は、経済センサス活動調査のため、民営事業所のみを調査の対象としている。

図8 区内事業所の業種内訳

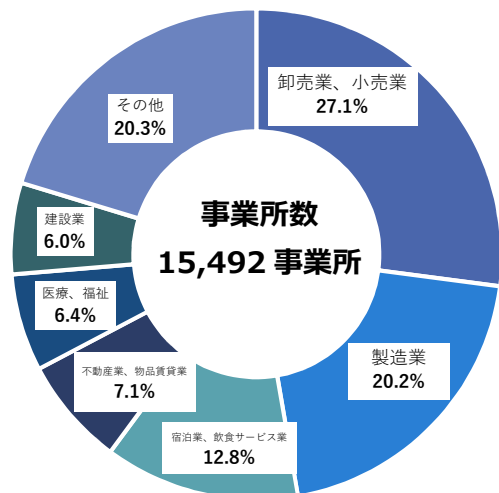
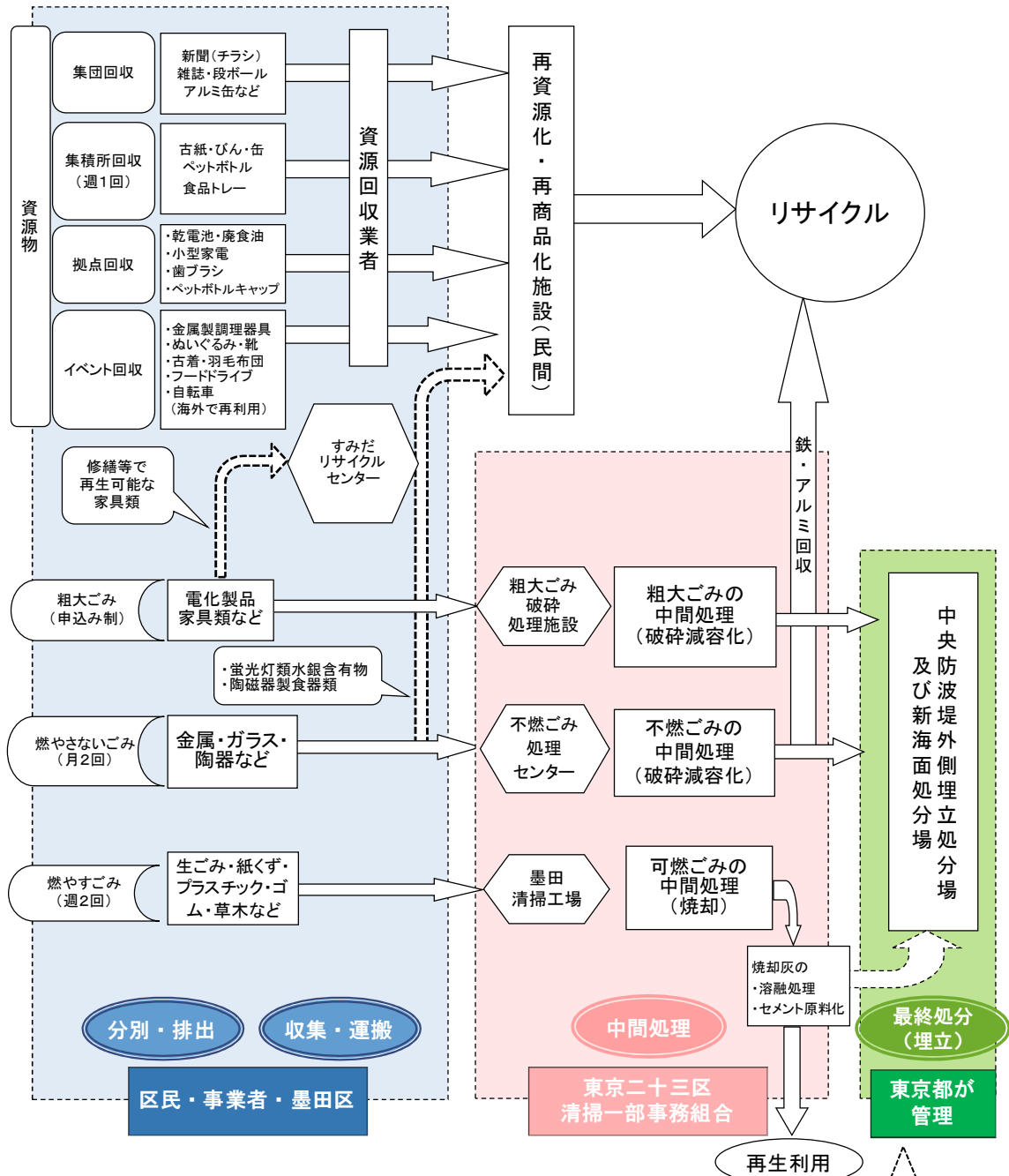


図7・図8出典) 墨田区勢概要 2019

## 2. ごみ・資源物処理の流れ

ごみ収集と資源物回収及びこれらの運搬は、本計画を基本とした「墨田区一般廃棄物処理実施計画」、「墨田区分別収集計画」等に基づき、墨田区（墨田区が委託する業者を含む）が行っています。ごみと資源物処理の主な流れを以下に示します。

図9 ごみ・資源物処理の主な流れと運営主体（令和2年4月1日現在）



現在、埋立作業が行われている新海面処分場は、東京23区最後の埋立処分場です。  
2018年時点で埋立処分場の残余年数は概ね50年以上と推定されていますが、埋立てできる量に限りがあることになりました。限りある貴重な処分場を一日でも長く使用していくためには、一人ひとりがごみ減量やリサイクルに一層取り組んでいく必要があります。

### 3. ごみ・資源物の排出状況

#### (1) ごみ・資源物の年間総排出量の推移

ごみ・資源物の年間総排出量\*は、平成 23 年度には 93,687 t でしたが、平成 30 年度には 90,169 t に減少し、4%減少しています。内訳をみると、ごみ量、資源物回収量ともに減少していますが、そのうち「粗大ごみ」、「許可収集・持込ごみ\*」、「行政回収\*による資源物」については増加しています。

図 10 ごみ・資源物の年間総排出量の推移

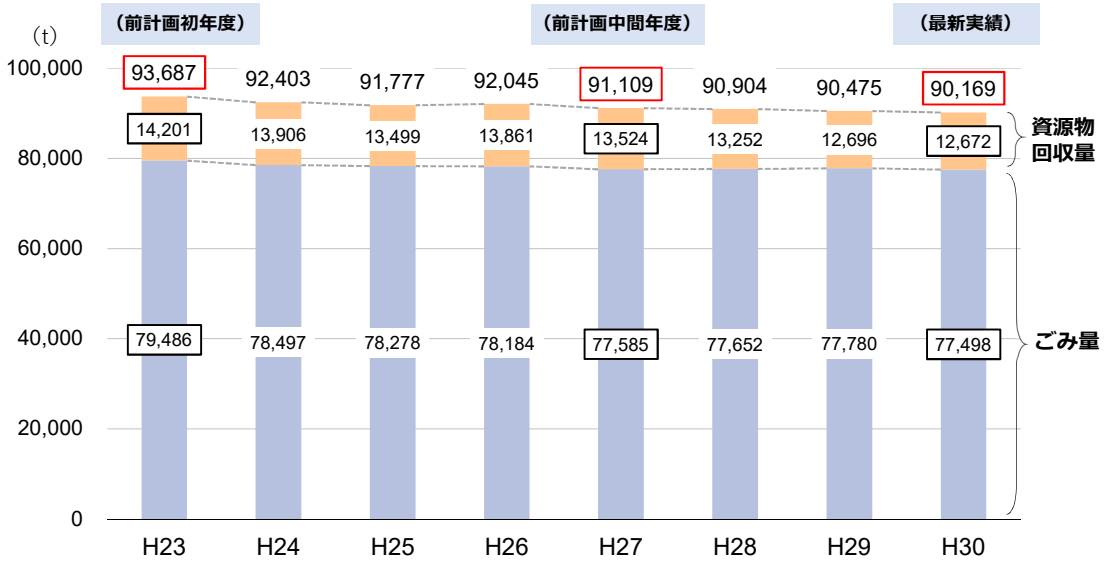


表 1 ごみ・資源物の年間総排出量の内訳 (抜粋)

(単位: t)

年度 (平成)	H23 前計画初年度	H27 前計画中間年度	H30 最新実績	H23→H30	
				増減量	増減率
ごみ	燃やすごみ ア	53,137	50,927	▲ 2,834	▲ 5%
	燃やさないごみ イ	2,327	1,951	▲ 719	▲ 31%
	粗大ごみ ウ	1,457	1,766	641	44%
	区収集ごみ エ ア+イ+ウ	56,921	54,644	▲ 2,912	▲ 5%
	許可収集・持込ごみ オ	22,565	22,941	923	4%
合計 カ エ+オ	79,486	77,585	77,498	▲ 1,988	▲ 3%
資源物	行政回収 キ	7,017	7,353	381	5%
	集団回収 ク	7,184	6,171	5,274	▲ 1,910
合計 ケ キ+ク	14,201	13,524	12,672	▲ 1,529	▲ 11%
ごみ総量 コ エ+ケ	71,122	68,168	66,681	▲ 4,441	▲ 6%
年間総排出量 サ カ+ケ	93,687	91,109	90,169	▲ 3,518	▲ 4%

- 注) 1. 端数処理により、合計が合わない場合があります。  
 2. ごみ総量 = 許可収集・持込ごみを除いた「ごみ」と「資源物」の総量  
 3. 年度別の内訳は P55「資料編 2 ごみ量の予測・数値目標\_2.実績値」をご参照ください。

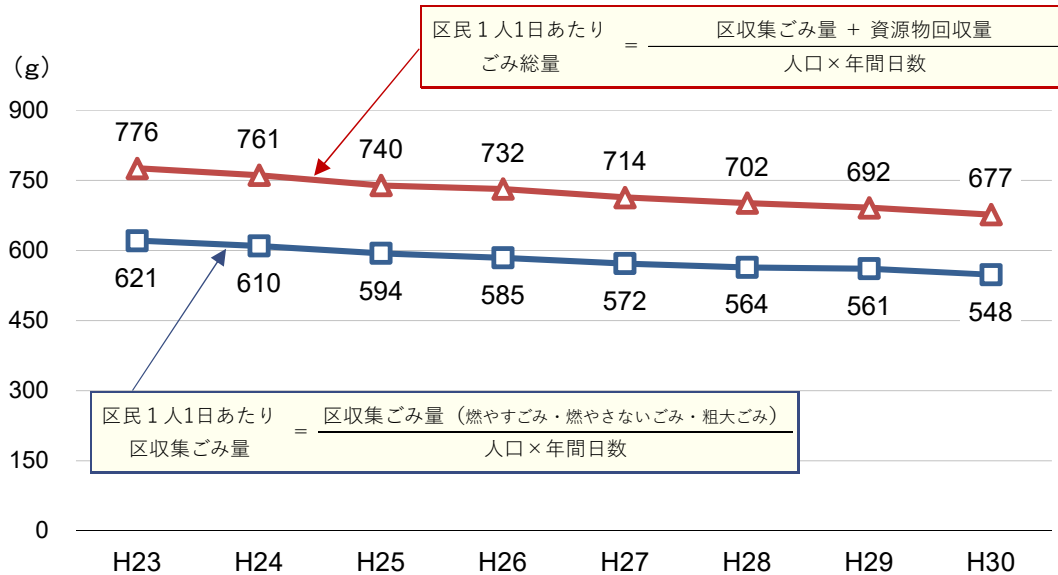
図 10・表 1 出典) 東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報」

## (2) 区民1人1日あたりごみ総量の推移

区民1人が1日に排出するごみ総量\*は、平成23年度は776gでしたが、平成30年度には677gになり、99g減少しています。

また、区民1人が1日に排出する区収集ごみ量\*は、減少傾向にあります。平成23年度は621gでしたが、平成30年度には548gになり、73g減少しています。

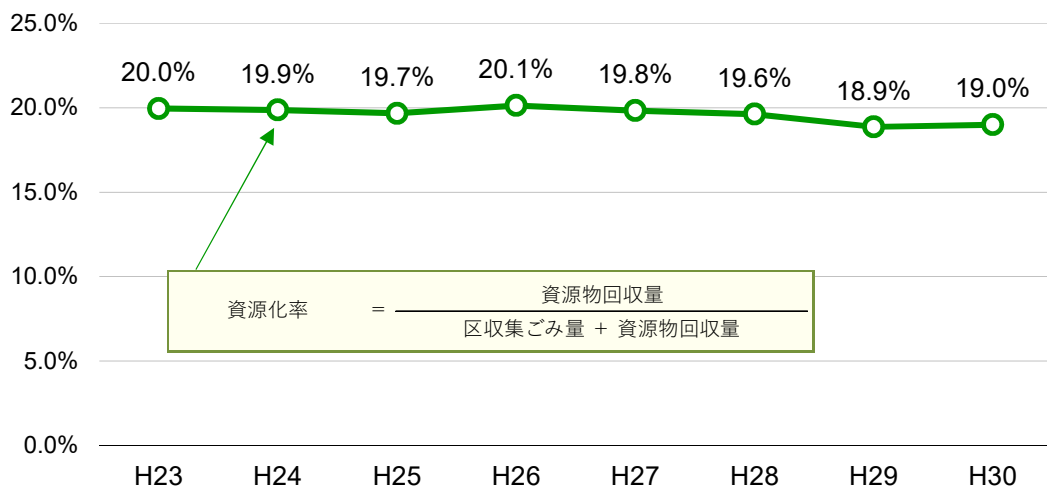
図11 区民1人1日あたりごみ総量・区収集ごみ量の推移



## (3) 資源化率の推移

ごみ総量に占める資源物量の比率を示す資源化率は平成26年度をピークに低下傾向にあり、平成23年度は20.0%でしたが、平成30年度には19.0%となっています。

図12 資源化率の推移





#### (4) 区収集ごみの排出・処理実態

年間総排出量の約6割を占める区収集ごみについて、ごみ種別ごとに現状を分析します。

##### ア. 燃やすごみ（可燃ごみ）

表1で示すとおり、燃やすごみの排出量は減少傾向にあります。平成23年度は53,137tでしたが、平成30年度には50,303tになり、5%減少しています。

令和元年度に区が実施した排出実態調査によると、燃やすごみの組成割合では厨芥類(生ごみ)、紙類、プラスチック類の順で割合が高く、この3分類で全体の3/4を占めています。また、厨芥類の約5%（全体の1.6%）を「食べ残し・未開封食品」が占めています。

なお、燃やすごみの適正排出割合は79.1%となっており、資源物として回収可能なものが14.0%混入している状況です。平成21年度の排出実態調査結果と比較すると、「粗大系ごみ・適正処理困難物」の占める割合が5.5ポイント増加していることが特徴的です。

図13 燃やすごみの組成割合（湿重量）

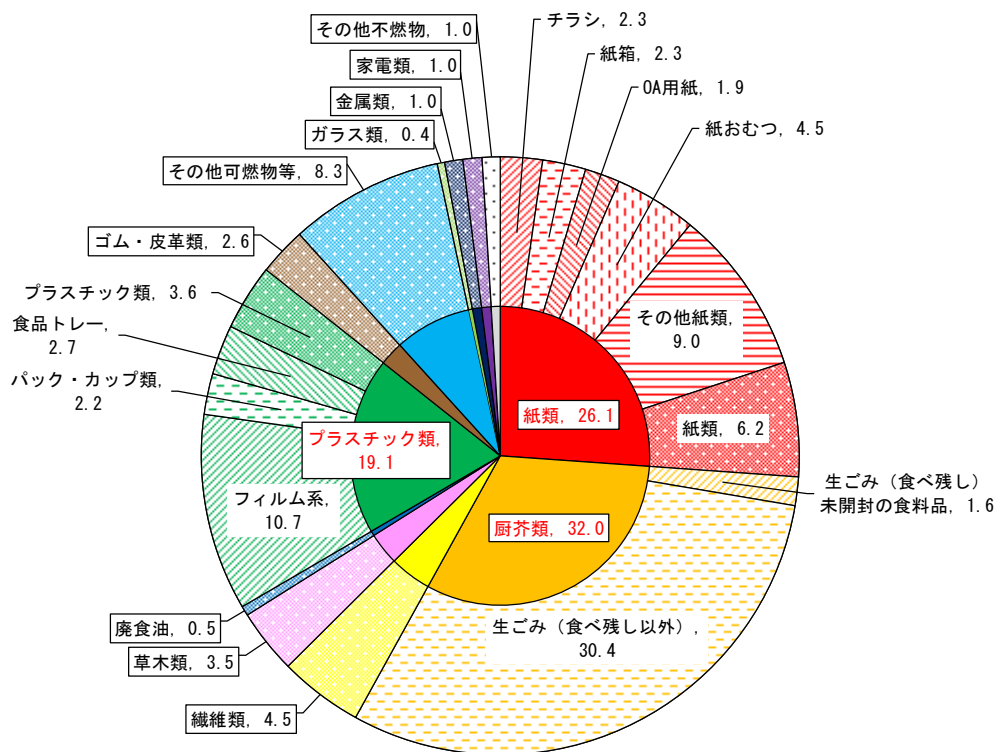


表2 燃やすごみの適正排出割合

項目		H21調査	R1調査	H21→R1
適正排出	燃やすごみ	82.8%	79.1%	▲3.7ポイント
不適正排出	燃やさないごみ	0.5%	1.2%	0.7ポイント
	資源物	16.6%	14.0%	▲2.6ポイント
	(うち集積所回収以外でリサイクル)	(2.9%)	(1.4%)	(▲1.5ポイント)
	粗大系ごみ・適正処理困難物	0.2%	5.7%	5.5ポイント
合計		100.0%	100.0%	

注) 端数処理により、合計が合わない場合があります。

図13・表2出典) 令和元年度 墨田区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書

## イ. 燃やさないごみ（不燃ごみ）

表1で示すとおり、燃やさないごみの排出量は、減少傾向にあります。平成23年度は2,327tでしたが、平成30年度には1,608tになり、31%減少しています。

令和元年度に区が実施した排出実態調査によると、燃やさないごみの組成割合では、その他不燃物が最も多く、その他可燃物等（粗大ごみ・適正処理困難物を含む）、金属類、ガラス類が続きます。

また、燃やさないごみの適正排出割合は、50.1%となっており、平成21年度の排出実態調査結果と比較して10.7ポイント減少しています。これは、「粗大系ごみ・適正処理困難物」が18.1ポイント増加していることが大きく影響しています。

なお、区では、燃やさないごみで排出されたスプレー缶や陶磁器製食器類、蛍光灯類などの水銀含有廃棄物を回収し、リサイクルする選別回収を実施しており、燃やさないごみの減量とリサイクルの推進に取り組んでいます。

図14 燃やさないごみの組成割合（湿重量）

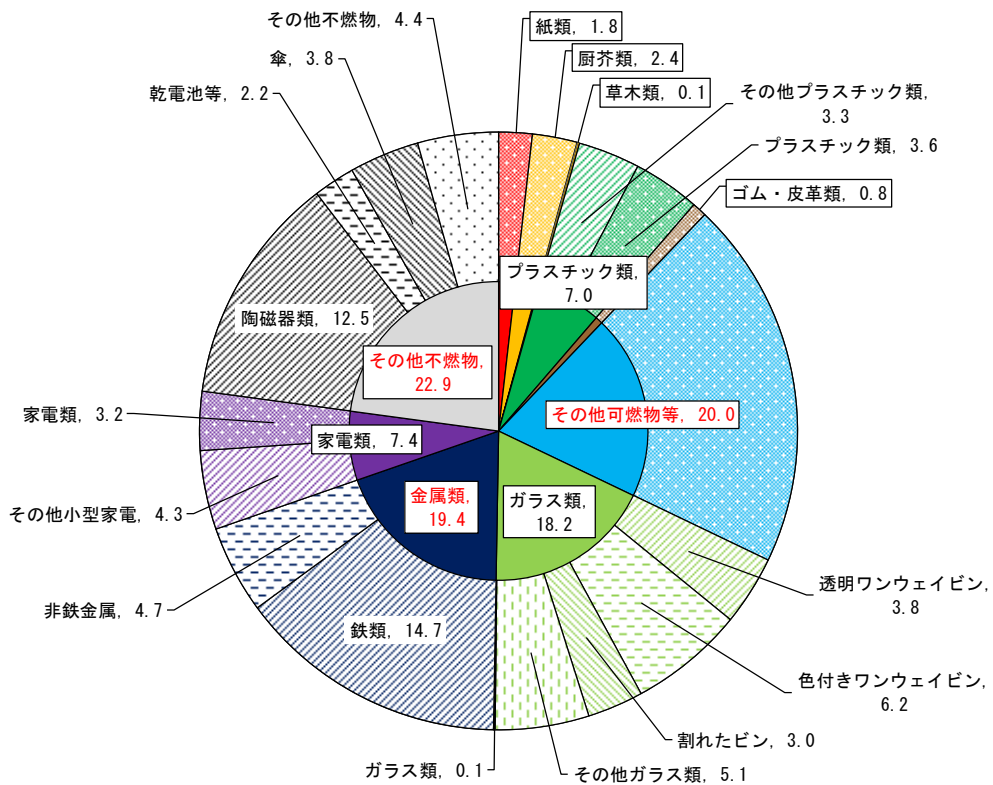


表3 燃やさないごみの適正排出割合

項目		H21調査	R1調査	H21→R1
適正排出	燃やさないごみ	60.8%	50.1%	▲10.7ポイント
不適正排出	燃やすごみ	22.1%	10.7%	▲11.4ポイント
	資源物	16.0%	20.0%	4.0ポイント
	(うち集積所回収以外でリサイクル)	(1.1%)	(6.4%)	(5.3ポイント)
	粗大系ごみ・適正処理困難物	1.2%	19.3%	18.1ポイント
合計		100.0%	100.0%	

注) 端数処理により、合計が合わない場合があります。

図14・表3出典) 令和元年度 墨田区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書

## ウ. 粗大ごみ

表1で示すとおり、粗大ごみの排出量は増加傾向にあります。平成23年度は1,457tでしたが、平成30年度には2,098tになり、44%増加しています。

粗大ごみは、申込みにより収集する形態をとっていますが、区の人口増加に伴い、申請件数も年々増加している状況にあります。

区では、これらの状況に対し、以下の事業を展開し、粗大ごみの減量とリユース・リサイクルの推進に取り組んでいます。

### ■ すみだリサイクルセンターの運営

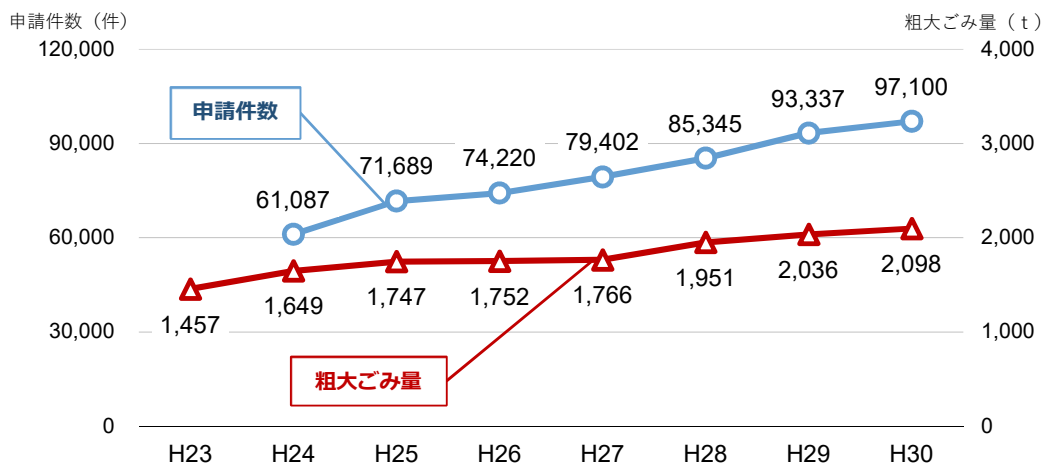
まだ十分に使用できるにも関わらず、粗大ごみとして排出された家具類等については、修理等を施した後にすみだリサイクルセンターに展示し、希望者に抽選のうえ無料で譲渡しています。

### ■ 自転車の海外供与等リユース・リサイクル事業（令和元年度より開始）

### ■ 羽毛布団のリサイクル事業（令和2年度より開始）

これまで、粗大ごみとして廃棄されていた自転車と羽毛布団を、リユース・リサイクル品目として無料で回収しています。

図15 粗大ごみの申請件数とごみ量の推移



注) 1. H23の申請件数は、データ把握困難なため非表示としています。  
2. 申請件数には、変更・取消申請は含みません。

出典) 申請件数：粗大ごみ申請受付実績、粗大ごみ量：東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報」

表4 主な粗大ごみの収集状況（令和元年度実績：収集個数順に抜粋）

(単位：個/年)

順位	品目	収集個数	割合	順位	品目	収集個数	割合
1	ふとん（羽毛布団を含む）	27,220	11.9%	7	電気掃除機	6,741	2.9%
2	タンス（高さ90cm未満）	16,864	7.4%	8	タンス（高さ90cm以上）	5,798	2.5%
3	いす（応接用を除く）	12,153	5.3%	9	スーツケース	5,023	2.2%
4	衣装箱	8,791	3.8%	10	照明器具	4,747	2.1%
5	テーブル	8,649	3.8%	11	自転車	4,493	2.0%
6	敷物	7,981	3.5%	12	プリンター	3,942	1.7%

注) 1. 割合＝令和元年度の総収集個数229,088個に占める収集個数の割合  
2. 色付箇所は、「自転車の海外供与等リユース・リサイクル事業」、「羽毛布団のリサイクル事業」により、リユース・リサイクルを推進している品目

## (5) 資源回収システム

家庭から出る古紙・びん・缶・ペットボトルなどの資源物をごみとして処分するのではなく、資源として活かすため、区では資源回収システムによるリサイクルを推進しています。

資源回収システムとは、集団回収\*と行政回収\*（集積所回収・拠点回収・イベント回収・選別回収）の総称であり、この中でも、地域コミュニティを支えるグループの主体的な活動である集団回収を最も中心的な回収方法と位置付け、集団回収で回収しきれないものを行政回収による方法で回収しています。

ここでは、資源物の回収方法別に現状を分析します。

**表5 資源物の回収方法と区分**

回収方法		回収場所	回収頻度	区分	
行政回収	集積所回収	集積所	週1回	古紙	新聞
					雑誌・雑紙（厚紙・包装紙・書籍等）
					段ボール
					紙パック
				びん	
	ペットボトル				
	缶				
	食品トレー（発泡スチロール製）				
	拠点回収	公共施設等	常時 ※廃食油は月2回	乾電池	
				廃食油	
				小型家電製品	
				歯ブラシ <sup>注2</sup>	
				ペットボトルキャップ <sup>注2</sup>	
イベント回収	公共施設や 区が主催する イベント	不定期	古布・古着		
			金属製調理器具		
			フードドライブ		
			ぬいぐるみ		
			靴		
羽毛布団 <sup>注2</sup> ・自転車（海外リユース・リサイクル） <sup>注3</sup>					
選別回収	集積所	月2回 ※不燃ごみ収集時	スプレー缶等		
			水銀含有廃棄物（蛍光灯等）		
			陶磁器製食器類		
集団回収	実施団体が 定める	実施団体が 定める	古紙	新聞	
				雑誌・雑紙（厚紙・包装紙・書籍等）	
				段ボール	
				紙パック	
			古布		
			アルミ缶		
びん（活きびん）					

注) 1. 令和2年4月1日現在の回収方法と区分を記載しています。

2. 歯ブラシ・ペットボトルキャップ・羽毛布団は令和2年度より回収開始

3. 自転車（海外リユース・リサイクル）は令和元年度より回収開始

表6 資源物の回収量の内訳

(単位：t)

回収方法	回収品目	年度			H23→H30			
		H23	H27	H30	増減量	増減率		
行政回収	集積所回収	古紙	新聞	765	829	601	▲164	▲21%
			雑誌・雑紙	820	889	895	75	9%
			段ボール	1,333	1,580	1,645	312	23%
				2,918	3,298	3,141	223	8%
		びん	2,363	2,439	2,353	▲10	0%	
		ペットボトル	994	982	1,145	151	15%	
		缶	591	535	556	▲35	▲6%	
	食品トレー	32	29	29	▲3	▲9%		
			6,898	7,283	7,225	327	5%	
	拠点回収	乾電池	21	20	19	▲2	▲10%	
		廃食油	17	19	17	0	0%	
		小型家電製品	-	2	4	4		
		ペットボトル	81	-	-	-	-	
			119	40	39	▲80	▲67%	
	イベント回収	古布・古着	-	29	47	47		
		金属製調理器具	-	-	2	2		
			0	29	49	49		
	選別回収	スプレー缶等	-	-	37	37		
		水銀含有廃棄物	-	-	19	19		
		陶磁器製食器類	-	-	29	29		
		0	0	85	85			
行政回収合計		7,017	7,352	7,398	381	5%		
集団回収	古紙	新聞	4,229	3,453	2,621	▲1,608	▲38%	
		雑誌・雑紙	1,516	1,282	1,177	▲339	▲22%	
		段ボール	1,174	1,195	1,232	58	5%	
		紙パック	23	20	19	▲4	▲17%	
			6,942	5,950	5,049	▲1,893	▲27%	
	古布	82	61	57	▲25	▲30%		
	アルミ缶	152	156	166	14	9%		
びん（活きびん）	8	5	2	▲6	▲75%			
集団回収合計		7,184	6,171	5,274	▲1,910	▲27%		
資源物回収量 総計		14,201	13,524	12,672	▲1,529	▲11%		
資源回収量総計に占める割合	行政回収	49.4%	54.4%	58.4%	9.0ポイント			
	集団回収	50.6%	45.6%	41.6%	▲9.0ポイント			

注) 1. 端数処理により、合計が合わない場合があります。  
 2. 雑誌・雑紙（集積所回収）には「紙パック」を、古布・古着（イベント回収）には「ぬいぐるみ・靴」を含みます。  
 3. 選別回収により回収した「小型家電製品・乾電池」は、拠点回収の回収量に計上しています。  
 4. イベント回収品目のうち、回収量が1tに満たない「フードドライブ」は、本表の計上対象外としています。

## ① 行政回収

行政回収による回収量は、表6に示すとおり、平成23年度は7,017tでしたが、平成30年度は7,398tとなり、5%増加しています。以下に回収方法別に現状を示します。

### ア 集積所回収

集積所回収の回収量は5%増加しています。しかし、回収品目における増減の差が著しく、古紙とペットボトルの回収量は増加していますが、他の品目は減少しています。また、古紙のうち、段ボールは23%増加していますが、新聞は21%減少しています。これは、オンラインショッピング利用者の増加や紙媒体の新聞発行部数の減少など、ライフスタイルの変化が要因にあると推測されます。

なお、集積所回収には、集積所だけでなく戸別収集\*も含まれます。戸別収集の軒数は年々増加しており、集積所回収全体に占める割合は、平成26年度は15.4%でしたが、平成30年度には32.2%となっています。

表7 集積所の設置箇所数と戸別収集軒数の推移

内 訳	H26	H27	H28	H29	H30
集積所（箇所）	9,856	9,792	8,315	8,461	8,192
戸別収集（軒）	1,793	2,929	2,944	3,111	3,882
全体に占める戸別収集の割合	15.4%	23.0%	26.1%	26.9%	32.2%

### イ 拠点回収

拠点回収による回収量は、ペットボトルの店頭回収を平成26年度に廃止したことに起因して減少しています。乾電池・廃食油はほぼ横ばいで推移しており、平成26年度から回収を開始した小型家電製品は微増傾向にあります。なお、令和2年度より、歯ブラシとペットボトルキャップを新たに拠点回収品目として追加しています。

### ウ イベント回収

イベント回収は、平成21年度から試行事業として開始しましたが、平成27年度以降に実施回数・回収品目等を拡充した結果、回収量は増加傾向にあります。

平成29年度からは、家庭で余っている食品を回収し、NPOや子ども食堂などに寄付するフードドライブ事業を開始し、食品ロスの削減を推進しています。

また、近年は、令和元年度から23区初の取組として「自転車の海外供与等リユース・リサイクル事業」を、令和2年度から「羽毛布団のリサイクル事業」を開始し、資源化品目の拡充とリユース・リサイクルの推進を図っています。

### エ 選別回収

燃やさないごみとして排出されたごみの中から、資源化品目を回収してリサイクルする選別回収は、平成29年度から本格実施し、その中でも陶磁器製食器類のリサイクルは23区初の取組として開始しました。また、小型家電製品や乾電池なども選別回収し、資源化の推進を図っています。

## ② 集団回収

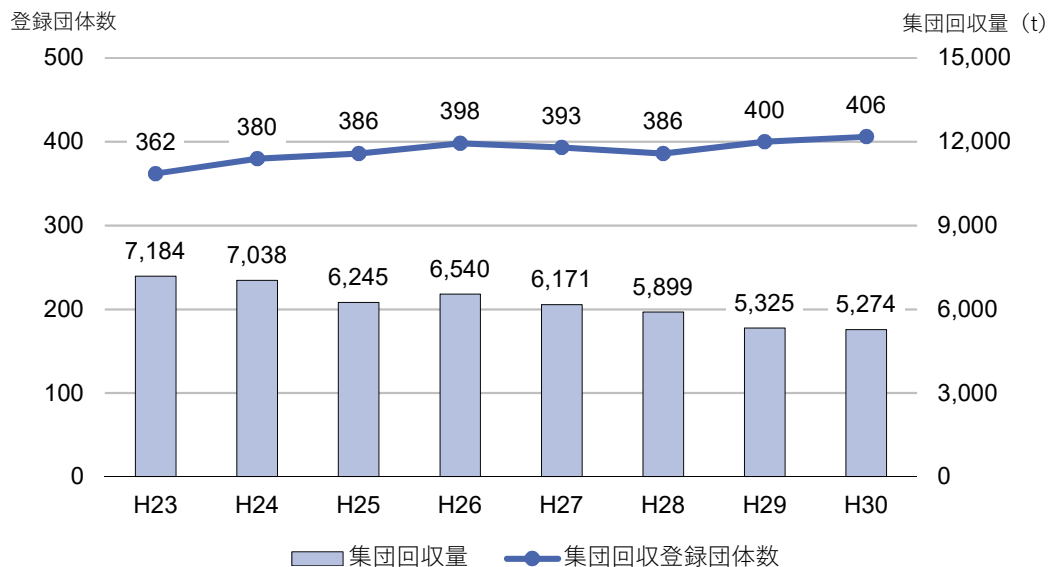
集団回収による回収量は、表6に示すとおり、平成23年度は7,184tでしたが、平成30年度には5,274tとなり、27%減少しています。また、資源回収量総計に占める集団回収量の割合は、平成23年度は50.6%でしたが、平成30年度では41.6%になり、近年は行政回収量を下回る状況となっています。

回収品目の推移をみると、アルミ缶・段ボール（古紙）を除いて減少傾向にあります。特に、新聞の回収量が38%減少しており、このことが全体の回収量に大きく影響しています。また、新聞に次いで、雑誌・雑紙の回収量が22%減少していますが、集積所回収では回収量が9%増えています。このことから、古紙の市況価格下落による集団回収業者の撤退などを要因とした、集団回収から行政による集積所回収への排出方法の移行が推測されます。

このように、資源回収量は年々減少傾向にありますが、集団回収の登録団体数は、増加傾向にあります（図16）。このことから、集団回収量の減少要因は、「参加団体数の減少」ではなく、ライフスタイルの変化や古紙の市況価格の下落などに伴う「1団体あたりの回収量の減少」によるものと考えられます。

集団回収は、行政回収と比較して少ない経費で資源を回収できるだけでなく、地域の絆づくりやごみ減量への意識啓発、環境学習の場として有効な取組です。しかし、上述のように集団回収量は減少傾向にあるため、安定して継続していくうえでの課題があります。

図16 集団回収登録団体の推移



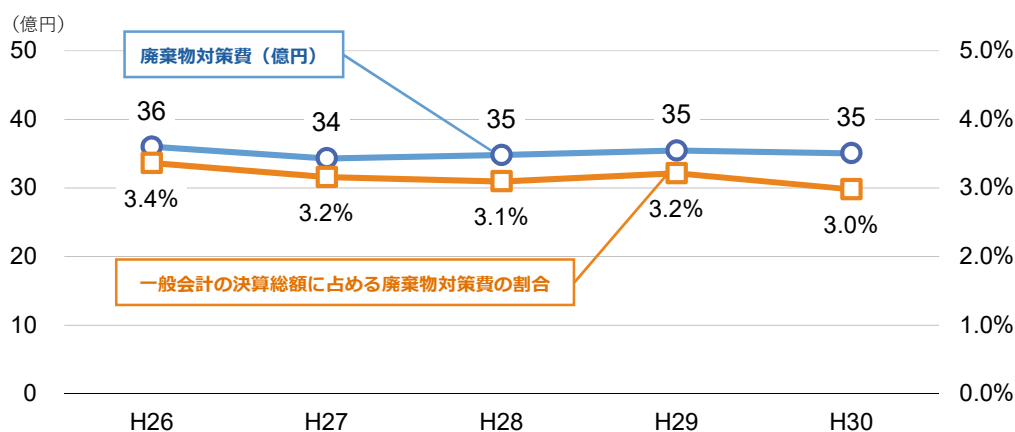
注) 集団回収登録団体数は各年度末現在の登録団体数を記載

## 4. ごみ・資源物処理にかかる経費

### (1) 廃棄物対策費の推移

廃棄物対策費の総額はほぼ横ばいですが、一般会計の決算総額に占める廃棄物対策費の割合は減少傾向にあり、平成 26 年度は 3.4%でしたが、平成 30 年度は 3.0%となっています。

図 17 廃棄物対策費の推移

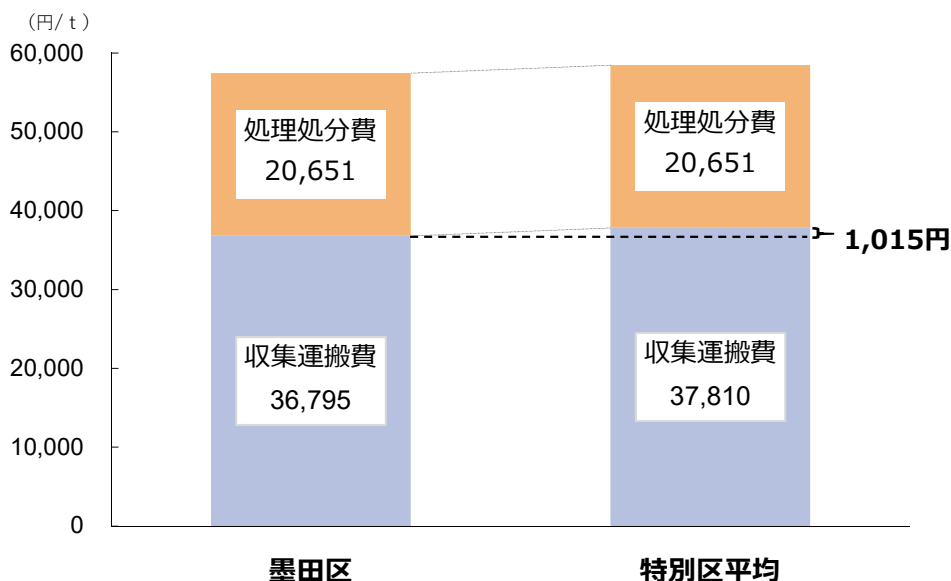


### (2) ごみ処理コストの比較

平成 30 年度の墨田区と特別区平均のごみ処理コストを比較すると、処理処分経費<sup>注</sup>にかかるコストについては、特別区共同で行っているため同額となっています。一方、墨田区の収集・運搬にかかるコスト 36,795 円/t は、各区によってごみ処理・リサイクル施策は異なりますが、特別区平均の 37,810 円/t よりも 1,015 円/t 低くなっています。

注) 処理処分経費：東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都が処理処分するごみの総コストを総重量で除した 23 区の処理原価

図 18 ごみ処理コストの比較 (平成 30 年度)





---

---

## 5. 主な課題

---

---

### (1) 発生抑制・排出抑制及び資源化の課題

#### ① ごみの発生・排出抑制

墨田区のごみ・資源物の年間総排出量は、これまで減少傾向で推移してきました（P7）。その要因として、区の施策に対する区民・事業者の理解が深まり、ごみの発生・排出抑制の取組が進んだこと、ライフスタイルの変化等により、新聞や雑誌・雑紙の発生量が減少していること、耐久消費財や容器包装の軽量化・小型化が進んでいることなどが考えられます。

しかし、近年は、人口の増加や粗大ごみ排出量の増加により、年間総排出量の減少幅は鈍化し、下げ止まりの傾向が見られます。

最終処分場\*の延命化や、食品ロスやプラスチックごみなどの新たな社会的課題（下記参照）に対応するためには、更なるごみの減量が求められます。そのためには、3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進していくとともに、優先度の高い2R（発生抑制・再使用）に一層注力し、「ごみを出さない」「ごみをつくらない」取組を進めていく必要があります。

循環型社会の形成を推進していくために、区民・事業者・行政（区）の三者が協働して、更なるごみの発生抑制・排出抑制に取り組んでいくことが求められています。

#### ◀ 食品ロスの削減 ▶

区のごみ・資源物の年間総排出量の55%を占める燃やすごみの減量化に向けては、燃やすごみの32%を占める生ごみ（厨芥類）の対策が重要です。生ごみの約5%は「食べ残し・未開封食品」が占めており、平成30年度のごみ量で換算すると約800tもの重さになります。このように、「本来食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう食品（食品ロス）」が多く発生しているのが現状です。

食品ロスに関しては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行され、地方公共団体に対しても、食品ロスの削減に関する施策を策定し、実施する責務が明記されました。

区が令和元年度に実施した排出実態調査（意識調査）では、食品ロスの定義を答えることができた区民は48.7%、「食品ロス削減推進法を十分に理解している」と回答した事業所は14.3%でした。食品ロスの削減を推進していくためには、区民・事業者・行政が協働して取り組んでいく必要があり、食品ロスについての知識や啓発を区民・事業者に広く行っていくことが区に求められています。

## ◀ プラスチックごみの削減 ▶

プラスチックは日用品や容器包装として広く用いられており、区の燃やすごみの19%、燃やさないごみの7%を占めています。世界のプラスチック生産量は増加を続けており、その生産等に伴うCO<sub>2</sub>排出量の増加やプラスチックの海洋汚染問題は国際的な課題となっています。

このことに関し、国は令和元年5月に「プラスチック削減プログラム」を策定し、その取組の一環として、令和2年7月1日から「レジ袋有料化の義務付け」が開始されました。東京都においては、令和元年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定するとともに、重点的対策が必要な3つの分野の1つとして、より詳細な取組内容等を記した「プラスチック削減プログラム」を策定しています。

区では、プラスチックの海洋汚染問題を受けて、令和元年度に「河川のプラスチックごみ回収調査」を初めての取組として実施し、その結果、北十間川から海洋へのプラスチック流出を確認しています。また、令和2年度から事業者と協働した「歯ブラシ・ペットボトルキャップのリサイクル事業」を展開し、プラスチックごみの削減とリサイクルを推進しています。

今後、更なるプラスチックごみの削減を実現していくためには、ワンウェイプラスチック\*の削減をはじめとして大幅なリデュース（発生抑制）が必要であり、行政の役割として、消費者の行動変容やライフスタイルの変革を促す情報発信が求められます。

また、一部を除いたプラスチック製の容器と包装は、現時点ではサーマルリサイクル\*を原則としています。国においてプラスチック資源循環のための新たな制度づくりが検討されていることを踏まえ、国の動向等を注視し、プラスチック類の資源化を含めた資源物回収のあり方について検討していく必要があります。

## ② 資源物の回収

令和元年度に実施した排出実態調査で、資源として利用できるものがごみの中に混入していることが判明しています。これらの資源化可能物の分別の徹底を進めることがごみの減量に繋がります。

排出実態調査による資源物の割合は、燃やすごみで14%、燃やさないごみで20%となっており、平成21年度調査と比較して、燃やすごみは2.6ポイント改善（減少）していますが、燃やさないごみでは4.0ポイント悪化（増加）しています（P9：表2、P10：表3）。本来、ごみの中に混入している資源物の割合は0%になることが望ましく、これらの資源物を有効に利用するためには、より一層の分別の徹底を周知・啓発していく必要があります。

また、近年、中国をはじめとするアジア各国の廃棄物に関する輸入規制強化の影響により、国内の古紙の需給バランスが崩れ、古紙価格が急激に下落するなど、ごみ処理や資源循環に直接的な影響を与えるような状況が発生しています。国内外の動向を注視し、幅広い視野と長期的な展望をもって、今後のごみ処理と資源物回収のあり方について検討していく必要があります。

### ③ 集団回収

集団回収は、地域コミュニティを支えるグループ等の主体的な活動であり、行政回収と比較して少ない経費で資源を回収できるだけでなく、地域の絆づくりやごみ減量への意識啓発、環境学習の場としても有効な取組です。そのため、区では集団回収を最も中心的な資源物回収方法として位置付けています。

区では、各町会・自治会に所属する区民から構成される、「すみだリサイクル清掃地域推進委員」と協働し、地域の町会、自治会、子ども会、マンションの管理組合などに集団回収への参加を呼び掛けています。その結果、集団回収の登録団体数は増加傾向で推移しています（P15：図16）。

しかし、ライフスタイルの変化などを要因として集団回収量は減少傾向にあり、行政回収量を下回る状況が続いています。（P13：表6）。また、古紙の市況価格の下落による集団回収業者の撤退を防ぐため、リサイクルルート維持対策費\*の支出が不可欠となっている現状があります。

今後、活動団体の高齢化による担い手不足や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、資源循環の安定性に懸念があるため、安心して集団回収を継続できる仕組み作りが求められています。

## (2) 普及・啓発・指導の課題

### ① 情報提供・普及啓発

区はこれまで、資源物・ごみの分別方法を記載したパンフレット「資源物とごみの分け方・出し方（保存版）」の全戸への配布及び外国語版（英語・中国語・韓国語）の作成、平成 30 年 7 月に導入した「墨田区ごみ分別案内チャットボット\*」などにより、幅広い区民に対し、ごみの排出ルールや分別方法などの情報を提供してきました。

しかし、区の人口は、計画最終年度である令和 12 年度まで増加傾向で推移し、外国人世帯や高齢者人口もさらに増加していく見込みです。これらの人々に的確に情報を伝えるためには、多様な広報媒体を組み合わせ、より一層、わかりやすく、きめ細やかな情報提供を実施していく必要があります。

また、これからの循環型社会を担っていく人材を育成するためには、区民への情報提供だけでなく、区民参加型の普及啓発が重要となります。今後も、小学生を対象とした環境学習の実施や 2R（リデュース・リユース）の普及啓発に重点をおいた取組を充実させていく必要があります。

### ② 不法行為の防止

近年、集積所に排出された古紙・アルミ缶等の資源物を区の指定業者以外の者が持ち去る行為が、区内で多く発生しています。さらに、家電をはじめとしたごみの不法投棄や、法外な料金を請求する不用品回収業者とのトラブルなども発生しています。

区では、通報・連絡に基づいた重点監視地域を設け、職員による早朝パトロールや地域住民と連携した年末パトロールなどにより、持ち去り行為や不法投棄の防止に取り組んでいます。今後も、このような行為に対しては、毅然とした対応と指導、的確な防止策を講じる必要があります。

### (3) 収集・運搬、管理・運営体制の課題

#### ① 収集体制の検討

区の高齢化が進行している中で、集積所等へのごみ出しが困難な世帯が増加していくことが予想されます。区では、このような世帯を対象に「ふれあい収集事業\*」や「粗大ごみ運び出し事業\*」を展開しています。これらの事業は、高齢化が進む中で重要性が一層高まるため、引き続き実施していくとともに、利用世帯等の増加に伴い、付帯サービスの内容や収集体制を検討していく必要があります。

また、戸別収集についても、現在、個々の事情に応じて戸別収集への移行を判断していますが、今後の高齢化や費用対効果、狭小路地が多い地区への対応等を踏まえたうえで、戸別収集のあり方を検討する必要があります。

表8 ふれあい収集事業・粗大ごみ運び出し事業の実績

事業名	H29	H30	R1
ふれあい収集事業（利用登録世帯数）	352	400	384
粗大ごみ運び出し事業（利用件数）	414	515	480

#### ② 粗大ごみの収集・運搬

粗大ごみは、区収集ごみのなかで唯一排出量が増加しており、平成 23 年度比で 44%増加しています（P7：表1）。このことに伴い、申請から収集までに2週間から最大4週間ほどの日数を要している現状があります。

区はこれまで、収集車両台数の増車などの対応を行ってきましたが、未だ収集間隔の短縮には至っていない現状があります。区の人口増加と粗大ごみの申請件数には相関関係がみられるため、粗大ごみの排出量は今後も増加していくと予想されます。区民が安心して粗大ごみを排出できるよう、より一層効率的な収集・運搬体制の構築が求められています。

また、令和元年度の排出実態調査では、「粗大系ごみ・適正処理困難物」が平成 21 年度調査と比較して、燃やすごみで 5.5 ポイント、燃やさないごみで 18.1 ポイント増加しており（P9：表2、P10：表3）、これらの不適正排出について適切な指導と啓発が必要です。

#### ③ 墨田清掃工場の建替え工事に伴う対応

燃やすごみを搬入している墨田清掃工場は、令和 11 年度から令和 16 年度にかけて建替え工事が予定されており、工事期間中は、他の清掃工場に燃やすごみを搬入することになります。工事期間中においても、区民の安全・安心が維持できるごみ収集体制を確保する必要があります。

#### ④ 災害時における廃棄物処理

大規模自然災害で発生する膨大な量の災害廃棄物と併せて、日常生活から発生する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物も円滑に処理できる体制を平素から築いておくことが重要です。

区では、災害に伴い発生した廃棄物に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定めた「墨田区災害廃棄物処理計画」を令和2年6月に策定しました。今後はこの計画に基づき、実効性を高める取組を進める必要があります。

### (4) 新型コロナウイルス感染症に対する課題

#### ① With コロナ時代への対応

区が行う一般廃棄物処理は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日決定、令和3年2月12日変更<sup>注</sup>）」において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」として位置付けられており、今後も十分な感染防止策を講じつつ、安定性・継続性のある収集・運搬を行っていくことが求められています。

また、令和2年4月から6月の緊急事態宣言下では、区収集ごみ量が前年比で約7%増加するなど、ごみ量にも影響が見受けられました。今後、新型コロナウイルスと共に暮らしていく時代（With コロナ時代）において「新しい生活様式」が定着していく中で、従来の人々の暮らしや価値観は大きく変わると言われており、ごみ量やごみの組成、資源循環のあり方にも大きな影響が生じると予想されます。

従来の考え方にとらわれず、生じた課題や問題などを的確に把握し、With コロナ時代に適応した廃棄物処理と循環型社会の実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

注）令和3年2月12日時点の最終変更日